

(別紙1)

被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務仕様書

第1 目的

本市の生活保護受給者に係るレセプトデータや生活保護システム内データ及び健診データをもとに医療扶助の分析を行い、医療扶助の現状や課題を的確に把握する。また、分析結果により、生活保護受給者の適正受診指導等を実施するための対象者を抽出し指導をする。さらに、対象者に対する支援状況について検証等を行い、生活保護受給者の健康や生活の質の向上と医療扶助の適正化を図るものとする。

第2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 履行場所

受託者の作業所及び本市が指定する場所

第4 業務内容

1. レセプト等の分析

受注者は、発注者が提供するレセプト等データにより、次の分析等を行い、その内容については、視覚的に判断しやすいようにグラフ等を用い、表示する。また、分析結果について、現状・課題等を整理した報告書を作成する。

なお、期間については、発注者の指定する期間（概ね2年分）のレセプトを用いて分析等をおこなうものとする。

(1) レセプト等情報の基礎集計

発注者が提供するレセプトデータから、発注者が指定する期間を1年分ごとに、医療費、レセプト件数、レセプト1件あたりの平均医療費、患者実人数、生活保護受給者一人あたりレセプト件数、生活保護受給者一人当たりの平均医療費を、入院・入院外・DPC・調剤・歯科・訪問看護別、及び、総計で算出する。また、先の各項目を年齢階層(94歳までは5歳刻みで95歳以上は同一階層とする。以下同じ。)

に分け集計する。また、経年変化が判断できるように表示する。

(2) 疾病別医療費統計

令和6年度のレセプトデータから、厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類」ごとの医療費、及び患者数等の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

ア 大分類による疾病別医療費

(ア) 疾病項目ごとに、医療費総計・構成比・医療費総計の高い順位、患者数・患者数の多い順位、及び、患者一人あたりの医療費・患者一人あたりの医療費の多い順位を集計する。

(イ) (ア) について、入院（DPC 含む）・入院外別にも集計する。

イ 中分類による疾病別医療費

(ア) 中分類による疾病項目で、医療費上位疾病、患者数上位疾病及び患者一人当たりの医療費が高額な上位疾病をそれぞれ20疾病表示する。また、医療費上位疾病、患者数上位疾病について、それぞれの患者数を、患者一人あたりの医療費が高額な上位疾病では、患者一人あたりの医療費を加えるものとする。

(イ) (ア) について、入院（DPC 含む）・入院外別にも集計する。

(ウ) 疾病項目ごとに、男性・女性の医療費及び患者数を集計する。

(エ) 年齢階層別医療費について、大分類上位5疾病を表示し、各疾病に係る医療費・構成比を算出する。

(オ) (エ) について、男性・女性別にも算出する。

(3) 生活習慣病の予防に係る分析

生活習慣に起因する疾病について、医療費、レセプト件数、患者数、一人あたりの医療費、受診者割合等を分析する。

ア 疾病項目ごとに、医療費、レセプト件数、患者数、1人あたりの医療費等を算出する。

イ アについて、年齢階層別にも算出し、構成比割合を表示する。

ウ 生活習慣に起因する疾病について、併発数別の患者数及び構成比等を算出する。

(4) 生活習慣病治療中断者に係る分析

過去に医療機関で生活習慣病の治療を受けていたにも関わらず、一定期間、医療機関受診が確認できない生活習慣病治療中断者について、優先順位をつけた対象者層を分析する。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

腎症悪化等重症化を予防することを目的とし、糖尿病患者の病期による階層化を行い、指導対象者が把握できるように分析する。また、糖尿病の病期階層化は、傷病名や診療行為・投薬の状況から病期の判定ができるようにすること。また、人工透析患者に係る分析も行い、医療費及び人数等を算出すること。

ア 腎症・糖尿病の起因分析

レセプトデータから人工透析患者を特定し、糖尿病に起因する腎臓病患者とそれ以外の腎臓病患者と区別する。人工透析患者を対象に起因別医療費、レセプト件数、割合等を算出する。

糖尿病患者について、生活習慣を起因としていない糖尿病患者や、指導対象として適切でない患者(透析患者、腎臓移植した可能性がある患者、既に生活保護受給資格のない者等)と区別し、生活習慣起因の糖尿病または腎症と考えられる患者の病期を治療内容・処方薬から分析する。

イ II型糖尿病を起因とした保健指導対象者の選定

生活習慣起因の糖尿病または腎症と考えられる患者を選定する。

ウ 歯科レセプトと糖尿病との関連状況について分析し、歯科レセプトにおける糖尿病患者の割合を年齢階層別に算出する。

(6) 受診行動適正化に係る分析

1か月間に、同一成分の医薬品が複数の医療機関で処方されている重複処方患者数を月毎に把握する。また、その薬剤を上位10位まで表示し、その割合を示す。

(7) 後発医薬品使用促進に係る分析

分析対象期間の月ごとの先発医薬品薬剤数量・後発医薬品薬剤数量をグラフで示し、全体の薬剤数量に対する後発医薬品数の割合を表示する。また、前年度比較を行う。

(8) 指定難病医療費助成申請促進に係る分析

指定難病に該当する傷病名が記載されているレセプトを抽出し、患者数及び指定難

病に該当する傷病名の記載がある医療費について分析する。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）助成申請促進に係る分析

自立支援医療（精神通院）に該当する傷病名が記載されているレセプトの入院外医療費について分析する。

(10) 健康診査及びレセプトデータによる健康状態分類

生活保護受給者の生活習慣病に係る健康状態を把握するため、健康診査データより、健康診査の受診状況や有所見者数、有所見者割合、肥満・非肥満におけるリスク保有状況、レセプトデータより有所見者の治療・未治療状況等を分析する。

ア 健康診査受診状況について、受診・未受診者数を、年齢階層・男女別に算出し、割合も表示する。

イ 健康診査の結果、生活習慣病に係る検査項目について、検査項目ごとの有所見者数、割合を表示する。

ウ 肥満・非肥満のリスク保有状況について、生活習慣病に係る検査項目ごとに、結果値について比較分析を行う。

エ 有所見者について、レセプトデータを用いて、治療中・未治療者数等を算出する。

(11) 指導対象者の情報及び保健指導結果等に係る分析

把握している指導対象者の基本情報※や、訪問等により指導対象者から得た情報、支援内容・結果等とレセプトデータから、指導対象者個人及び全体を分析する。また、支援介入群と支援非介入群での比較や経年での比較、分析を行う。

※各項目については、「被保護者健康管理支援事業の手引き」に記載されている“健康管理支援事業で収集”する情報を参照のこと。

(12) 子どもの医療扶助にかかる分析

発注者が提供するレセプトデータで、子どもの医療扶助において、可能と考えられる医療費分析等を行う。

ア 生活習慣病、肥満、歯科治療患者等については家族データと併せて分析する。

イ 過去に医療機関で治療を受けていたにも関わらず、一定期間、医療機関受診が確認できない治療中断者について、優先順位をつけた対象者層を分析する。

(13) その他

発注者が提供するレセプトデータで、可能と考えられる医療費分析等

(例：西宮市生活保護受給者の傾向、健康課題抽出のための分析等)

2. 対象者リストの作成

1.のレセプト等の分析を基に、発注者の指定する期間（概ね1年分）のレセプトを用いて、健康管理支援を実施するための対象者リスト等を作成する。

また、この納品物については、発注者が、加工可能な形式での電子データ等で提供するものとする。発注者が指定する様式がある場合、指定様式に基づいてリストを作成すること。

(1) II型糖尿病を起因とした指導対象者リスト

1.(5)により、糖尿病または糖尿病性腎症と思われる者について、リストを作成する。ケース番号、患者氏名、患者カナ氏名、生年月日、年齢、医療機関コード、病期、医療機関名等。なお、ガン、難病、精神疾患、認知症、シャント、透析予防指導管理料等を確認できる者については区分できるようにし、適切な指導対象者の選定を行うものとする。

(2) 健康診査における有所見者リスト

1.(10)により、有所見者について、リストを作成する。なお、治療中・未治療、ガン、難病、精神疾患、認知症等を確認できる者については区分できるようにし、適切な指導対象者を選定する。ケース番号、患者氏名、患者カナ氏名、生年月日、年齢等。

(3) 健康診査受診勧奨者リスト

現在生活習慣病による投薬レセプトがない、かつ、健康診査未受診者を対象者としてリストを作成する。ケース番号、患者氏名、患者カナ氏名、生年月日、年齢等。

(4) 受診行動適正化指導対象者リスト

受診行動適正化指導対象者リストは、発注者が指定する期間において、概ね毎月作成する。重複受診者、頻回受診者及び重複服薬者について、以下ア～ウの項目を含める。なお、ガン、難病、精神疾患、認知症等を確認できる者については区分できるようにし、適切な指導対象者を選定する。ケース番号、患者氏名、患者カナ氏名、生年月日、年齢等。

ア 重複受診者リスト

重複受診者リストは、同一月内に同一傷病で2つ以上の医療機関を受診している対象者についてリストを作成する。

イ 頻回受診者リスト

頻回受診者リストは、同一傷病について、同一月内に15日以上受診している者を抽出し、そのうち、対象月の通院日数と対象月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上となる対象者についてリストを作成する。なお、発注後、頻回受診の抽出基準を変更する場合にも対応できるものとする。

ウ 重複服薬者リスト

重複服薬者リストは、複数の医療機関・調剤機関から同一成分の医薬品が処方されている対象者について、リストを作成する。

エ 多剤投薬者リスト

多剤投薬者リストは、9～15種類以上を処方されている対象者について、リストを作成する。

オ 多剤投与者のうち、薬剤の相互作用に注意を要する者のリスト(併用禁忌投薬)

薬剤の相互作用に注意を要する者のリストは、薬剤師業務用データベース等、医療用医薬品添付文書に記載されている相互作用の情報等を網羅した内容に基づいて抽出し、リストを作成する。

※薬剤の相互作用・注意事項について段階別に分類し、薬剤情報は常に最新の情報に更新されたものであること。

(5) 自立支援医療(精神通院)適用可能対象者リスト

自立支援医療(精神通院)適用可能者を抽出し、対象者リストを作成する。なお、自立支援医療(精神通院)に係る医療費については、自立支援医療(精神通院)の治療に分類される医療費(投薬含む)のみを表示する。

(6) 指定難病医療適用可能対象者リスト

指定難病医療適用可能者を抽出した対象者リストを作成する。

(7) その他

発注者が提供するレセプトデータから分析可能な対象者リストを作成する。

3. 通知書の作成、封入、発送

2. (4) ウ、エに基づき、重複投薬・多剤投与に関する指導対象者については、通知書を送付する。

(1) 通知書作成、封入、発送時期、発送数

通知書の作成、封入、発送時期は発注者が指定する基準月に準じ、年に2回の実施とする。通知書は1回あたり1,000通程度（抽出状況により、変動あり）

(2) 通知書の内容

発注者が指定する基準月に準じ、処方薬剤状況の詳細について服薬情報通知書を作成する。服薬通知書は、重複投薬・多剤投与に関する説明及び注意喚起、かかりつけ薬局・主治医等への相談勧奨等を行う内容を含むものとする。

4. 効果測定

2. のリストに基づき、保健師等が支援をおこなった内容をデータ化しつつ、支援内容を検証し、効果を測定する。指導対象・実施者の傾向、指導効果に影響する要因等を把握するため、指導対象・実施者の基本情報や支援内容、結果等とレセプト情報を併せて効果を測定する。また、支援介入群と支援非介入群での比較や経年での比較をした上で、効果測定を行う

(1) II型糖尿病を起因とした指導対象者

本市の保健師等が、訪問等により得た情報とレセプト等を利用し、対象者ごとの効果を測定する。

ア 個別シートの作成（データベース化）

指導対象者については、対象者ごとに指導の状況について、個別の一覧表を作成する。
※各項目については、「被保護者健康管理支援事業の手引き」に記載されている“健康管理支援事業で収集”する情報を参照のこと。

イ 目標値の状況

指導における対象者の訪問情報等を個別に入力しその達成状況を把握すると共に、全体の目標値の達成状況を年間で作成し、その推移をデータ化する。

ウ 医療扶助費の状況

指導による医療扶助費の変動を確認する。効果額として指導の前後で医療扶助費が

一定で推移しているのか、増加しているのかをデータ化する。

エ 検査数値の推移(イとエを一緒にする)

指導対象者については、医療機関で実施した検査数値を提出してもらい、その数値変化をグラフ化し、改善状況を把握していく。

オ その他

発注者が提供するデータ等から分析可能な効果測定を作成する。

(2) 健康診査受診勧奨者

リストに基づき、健康診査についての勧奨を実施した後、健康診査の受診率について効果測定を実施する。

(3) 受診行動適正化指導対象者

重複受診・頻回受診・重複服薬・多剤投与・薬剤の相互作用に注意を要する者のリストの各指導対象者について、指導による改善状況を個別リストにして表示する。

2. (4) ウ、エの、重複投薬・多剤投与に関する指導対象者については、指導後のレセプトを元に、指導対象者の改善状況、処方内容、薬剤費等の指導効果を測定する。指導対象者全体及び指導方法別に効果が分かるように表示する。指定する基準月、指導時期に応じて年に2回の実施とする。多剤投与については、判断材料となった基準月の処方薬剤の種類を基準とし、その時点から減薬された把握月までに、新たに処方された薬剤は数えない。また、薬剤費も同様の考え方により、効果額を算出する。

(4) 自立支援医療（精神通院）適用可能対象者

適用状況の入力と適用不可となったものについての情報を入力し、適用者の推移や医療機関ごとの適用状況等をグラフ化して表示する。

(5) 指定難病医療適用可能対象者

適用状況の入力と適用不可となったものについての情報を入力し、適用者の推移や医療機関ごとの適用状況等をグラフ化して表示する。

(6) その他

発注者が提供するレセプトデータから分析可能な対象者リストを作成した場合の効果測定すること。

5. 1.レセプト等の分析及び2.対象者リストの作成における要件

受注者は、上記1.レセプト等の分析及び2.対象者リストの作成に当たり、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 1.レセプト等の分析における要件

西宮市において、計画立案及び計画立案を基に実施された指導等の効果測定を定量的に行うため、受注者は、レセプトデータより患者個人ごとの傷病コード単位での医療費を分析する。

レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結びつけ、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名ごとの医療費の算出が可能な精度の高いデータベースにすること。また、実際には治療されていない傷病名や単なる主傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。傷病名や診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)等、分析の際に活用するデータベースは、常に情報更新され、最新の情報を用いて行うこと。

(2) 2.対象者リストの作成における要件

対象者リストの作成にあたっては、不適切な対象者が混入する等の瑕疵がないようにする必要がある。従って、受注者はレセプトに記載の処置、処方、検査等を基に患者の医療の状況を把握する解析技術を有していること。

※業務の実施にあたっては、「被保護者健康管理支援事業の手引き」や「被保護者健康管理支援事業に関する担当者会議」の方針に基づき実施すること。社会情勢の変化により、実施内容、時期等の見直しも想定されるため、効果的な実施内容、時期等について本市と受注者において協議すること。

第5 提供するデータ

1. 生活保護受給者レセプト

令和7年2月から令和8年1月診療分

2. 被保護者データ

令和7年4月1日から令和7年3月の登録分

3. 令和6年度健康診査データ

令和6年4月から令和6年1月受診分

4. 指導対象者に関するデータ

委託期間が終了するまでの訪問指導等によるデータ（随時）

第6 成果物の納品

1. 成果物の内容

分析結果及び対象者リスト、効果分析については、個人の分析、全体の分析等についてそれぞれ報告書を作成すること。

2. 成果物の納品方法

分析結果及び対象者リスト、効果分析については、発注者が編集可能な Word、PowerPoint 並びに Excel 等の形式及び直接印刷可能な PDF 形式で記録した電子データを保存した CD-R 等の電子媒体 1 部及び紙媒体 2 部。

分析結果報告書については、発注者が編集可能な Word、PowerPoint 並びに Excel 等の形式及び直接印刷可能な PDF 形式で記録した電子データを保存した CD-R 等の電子媒体 1 部及び冊子（カラー刷り）20 部。

3. 現状・課題、効果・改善点等を整理した報告書を作成すること。また、図式化する、注釈を入れる、集計方法を示す等してわかりやすく表示すること。
4. 成果物については、事前に内容について発注者と協議の上、納品すること。

第7 委託の条件

1. 情報セキュリティの確保

この契約を履行するにあたり、受注者は個人情報を含む発注者の情報資産の取り扱いについては、後記「個人情報保護・セキュリティ要件」に定める事項の他、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書（Ver.5.0）」を遵守しなければならない。

2. トラブル発生時の対応

不測のトラブルの発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。

第8 個人情報保護・セキュリティ要件

1. 受注者は、本市の情報セキュリティ基準及び実施手順を十分に理解し、本市と同等以上のセキュリティレベルを確保すること。
2. 処理作業現場のセキュリティシステムが完備されていること。具体的には、入室制限、機械警備システム、監視カメラ、有人監視、ID カード等による記録・管理を実施していること。
3. この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報が外部に漏れることのないよう、その運搬及び保管に関しては十分注意すること。
4. 受注者は、個人情報を含む磁気媒体の授受及び搬送を行う際は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、鍵付ケース等に格納し、目的地まで直行すること。
5. 電子レセプトデータ及び点検結果 CSV については、暗号化又はパスワードを設定する等の方法により、個人情報の漏洩を生じないように十分な対策を施すこと。
なお、インターネット等を介した電子メール等での送信を行わないこと。
6. 受注者は、履行期間終了後、貸与されたデータを発注者に返却し、サーバー内のディスクに保存されたデータについては全て消去するとともに、完了した旨を発注者に報告すること。

第9 支払方法

支払いについては、業務完了払いとする。

第10 その他

1. 本業務に係るデータ処理、物品等経費については、委託料に含めるものとする。
2. 特に定めのない事項については、その都度調整することとするが、作業時に疑義等が生じた時は、直ちに発注者に連絡し、指示を受けること。
3. この仕様に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、業務を行うものとする。